

台風接近による登下校ガイドライン

<対象となる警報> 暴風警報・大雨警報・洪水警報

※「台風」に伴う警報にかかるものです。

<対象となる地域> 長崎地区（長崎市）

1 登校について

(1) 前日に臨時休業決定の場合

台風の進路予想等から、次の日の午前中に上記の警報が発令されると十分予想される時は、その前日から臨時休業を決定し、「tetoru」または「文書」でお知らせします。なお前日が休日等の場合も、「tetoru」にてお知らせします。

(2) 前日に未決定の場合

当日の午前 6 時半までに「tetoru」にて態度決定をお知らせしますが、目安としては次のとおりです。

① 午前 6 時半の時点で上記の警報のいずれかが発令されている場合

…臨時休業または自宅待機

② 午前 6 時半までに上記の全ての警報が解除された場合 …通常登校

警報が解除されても、台風の余波が懸念されます。午前7時30分までは登校させないでください。

警報が解除されても、保護者が「危険である」と判断される場合は、登校させない、もしくは保護者同伴での登校をお願いします。登校できない時は学校に御連絡ください。

警報発令当日の臨時休業については、「tetoru」にて連絡しますが、御家庭でもテレビ・ラジオの報道及び長崎市防災無線による警報発令を御確認ください。

午前 6 時半以後に警報が解除されても、その日は学校はお休みですので登校させないでください。

2 児童登校後、警報が発令された時

(1) 上記の警報が発令された場合

…学校内待機・安全確認後集団下校

(2) 警報が解除された場合

…安全確認後集団下校

(3) 午後から警報が発令される可能性がある場合

…安全確認後早めに集団下校

※「tetoru」にて対応をお知らせします。

3 給食について

(1) 給食中止については、原則、市内統一で対応します。

※給食中止の場合は、前日に「tetoru」にて連絡します。前日が休日等の場合も同様です。

(2) 給食中止決定後、台風がそれ、昼食が必要な場合は「弁当・水筒」持参になります。

「暴風警報を伴わない大雨警報・洪水警報」及び「大雪警報」

● 台風等接近とは別に、通常発令される大雨警報・洪水警報については、周囲の状況（安全）を御確認の上、登校させてください（別紙「警戒レベルや避難指示発令時のガイドライン」参照）。

● 大雪警報が発令されている場合や積雪が予想される場合は、あらかじめ学校よりお知らせいたします。